HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	德川農場發達史(二)
Author(s)	林, 善茂
Citation	北海道大學　經濟學研究, 6, 57-103
Issue Date	1954
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31007
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_P57-103.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

德川農場發達史 (二)

林善茂

第三章　間接保護時代
第一節　直接保護の廢止
第二節　幼年者及び小作人の移住
第三節　間接保護
第四節　間接統制
第五節　開墾農業の發達
第四章　小作自營時代
第一節　割渡地の成功
第二節　小作人の增加
第三節　特別保護の廢止
第四節　自治統制
第五節　義務及び負擔
第六節　澱粉製造の勃興

（以下次號）

第三章 間接保護時代

第一節 直接保護の廢止

前述の如く徳川家は移住人に渡航費を給し家屋を與え、米菜開墾料を給し或いは害虫驅除に對して奬勵金を與え、凶作に對して人夫賃を補助したばかりでなく[1]、米・鹽・醬油・味噌・油・衣服等板倉拂下の日用品も多く貸與され[2]、移住人一同宛然徳川家に寄食の狀態にあつた。かくの如く徹底せる保護主義の結果として、初年以來十七年までに合計十二萬圓になんなんとする開墾費の支出が行われ、開墾地積も約一五〇町歩に達し[3]、外見上は一應の成功をおさめることができたが、條令に規定せられた年限をすぎるもいまだ獨立自營の目標を達することはできなかつた。武士上りの移住人にとつて農業は馴れぬ仕事であつたゝめ、勞多くして功の少ないことも事實であつた。しかし移住人の中には保護の厚きに狎れて獨立自營の精神を喪い、ひたすら徳川家の保護に依賴せんとするものも少なくなかつた[4]。したがつてこれらの移住人に對しては、なんらかの手段で彼等に自ら給する自覺の動機をあたえなければ、獨立自營の目標は到底達し得られず、もしこれを等閑にして自然の推移にまかせるならば、當初の計畫は水泡に歸するおそれがあつた[5]。初代の委員吉田知行は早くもこの點に着目して明治十五年上京の際すでに徳川家に建言するところがあり[6]、二代目委員海部昂藏も明治十六年四月に具体案をたてゝ更に上申するところがあつたが[7]、三代目委員片桐助作に至つてはじめて直接保護の廢止が斷行され、開墾地に一生面を開くことゝなつた[8]。

すなわち明治十八年三月開墾地諸制度の改革が行われ、移住人に對する徳川家の補助を從前の二分五厘に削減し[9]、直接保護を廢止して條令以外の貸與は一切行わぬことゝし、移住人中前途成業の見込のない者は旅費をあたえて退場

歸縣せしめた。そして在住者に對しては十八年度に限り人頭貸與米及び粟・大麥・大豆・麻の四種播種反別に對し一反歩に付金壹圓宛の補助金をあたえて、[10]獨立自營の基礎を固めしめた。又新移住者に對しては舊移住者の如き厚い補助をあたえぬことゝした。[11]（同時に德川家開墾試驗場は德川家開墾地と改稱せられた。）

その結果一時は移住人の間に動搖を生ぜしめ不平を唱える者もあつたが、心あるものはいずれもその方針を支持して獨立自營に努めたゝめ、[12]これを動機として移住人の氣風は肅正され「各自農事ニ勉勵スルノ美風ヲ生ジ…村內土地ノ區劃ハ善ク整ヒ直線ノ道路ハ縱橫ニ貫通シ家屋ノ制モ能ク備リ…村民の衣服美ナラズシテ人品自ラ賤シカラザルヲ見ル」[13]という狀態にまで達することができた。

なお野田生牧牛社の事業を擴張するために、明治二十年十月德川義禮の名義で先に拂下をうけた土地の地續きに於て更に牧場三六萬九六五・五坪の貸下が行われ、[14]又翌二十一年には官より大野養蠶所の拂下を受けて植林事業を開始する等、[15]德川家の個人的事業も漸く積極性をもつて行われるに至つた。

(1) 移住人保護の沿革
(2) 八雲村開墾ニ關スル書類（明治十六年）
(3) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(4) 都築省三、村の創業 一〇六頁
(5) 八雲村德川家開墾地沿革
(6) 八雲村開墾ニ關スル書類
(7) 八雲村開墾ニ關スル書類がこれで、その中には革新策として救助主義ヲ廢除スル事、懶惰者ヲ沙汰スル事、新ニ移住人ヲ募ル事、鷲巢開墾ノ經費ヲ分離スル事、器械取扱人ヲ解免スル事、家令扶巡視ノ事、復生金ヲ以テ別途ノ貯積ト爲ス事が說かれている。
(8) 八雲村德川家農場沿革略
(9) 大島日出生稿、八雲鄉土史年表

(10) 八雲村徳川家農場沿革略
(11) 都築、前掲書　一四六頁
(12) 同右
(13) 八雲村景況（明治二十一年勸業月報）
(14) 大島、前掲年表
(15) 大島鍛稿、徳川農場

第二節　幼年者及び小作人の移住

明治十八年一月直接保護の廃止を前提として移住人各自の進退が問われ、一ヶ月の期限でそれぞれ請書又は退場願を呈出せしめられた。[1] その結果退場願を呈出した箕田景綱・島澤徳白・中西要賢・波多野太郎（以上第二回家族）山吹恭吉・近藤鎌太郎・一色勝（以上第三回家族）の七戸は同年三月、中西武佐次郎（第二回家族）は同年八月それぞれ退場歸縣した。又これらとは別に一身上の都合で土岐冬麿及び中西與一の兩名が同年八月及び十一月にそれぞれ退場し、更に明治二十一年四月には平川昌盛（第二回家族）一戸が退場、函館え轉居した。[2] 因みにこれら退場人の三十年賦金及び板藏物品立替代價等は「取束借用金ニ引直シ…無利三拾年賦ヲ以年々十二月愛知御邸へ返納」することゝなつた。[3]

而してこれら大量の退場人の補缺として、明治十八年五月に小出忠兵衞・本杉種助の二戸、翌十九年四月には馬場逸學・神戸彦吉・林實雄・太田淺太郎・林八十八・服部金吾・柴田鈴吉の七戸、更に二十一年五月には加藤忠純・林松吉・幡野包道・河合銀次郎・久保田源三郎・木田義時・梶田理助・藤田佐平・細川平三郎・安藤久三郎・熊澤亮輔小川富三郎・眞野直秀・竹内義二の十四戸、更に明治二十五年五月には河合惣太郎・北野豐左衞門・梅村多藏の三戸

の移住を見た。[4] 又別に幼年者及小作人の移住が行われた。

既述の如く壯年輩の獨身移民は當初の計畫に反して失敗に終つたが、その原因の一つは彼等の多くが東京・名古屋等の都會地に於て成長したゝめ、農業の經驗に乏しく技術的に未熟であつたばかりではなく、精神的にもともすれば望鄉の念にかられやすく、農業に對する熱意を缺いていたことにあつた。[5] そこでこれに代るものとして、いまだ都會地の生活に深く馴染まぬ幼年者を移住させて幼少時より農業訓練を施すことゝし、[6] 明治十九年八雲村開墾地幼年者移住規則なるものが時の委員片桐助作によつて設けられ、[7]「舊名古屋藩士族ノ子弟十一年已上十四年未滿ノモノ」の中で「身体强健ナルモノヲ撰擇シ」て、「終身農事ニ從事スル」條件で每年「十名宛明治十九年ヨリ二十一年迄三ケ年間三十名移住セシムルコト」とした。[8] 幼年者の最初の移住は明治十九年五月で、秦榮吉・大島鍛・高木釜三郎・竹腰休治・高垣要人・森本鈴次郎・小澤鎌次郎・植松鯨雄・八尾吉之助の九名が入植し、翌二十年五月には濱島良八・秦松之助・森川惟義・高木又市・赤林五郎吉・岩間岩吉・野崎雄登吉・中村□藏の八名、更に二十一年五月には細野成敎・大島叔藏・榊原政廣・榊原安茂・赤林國麿・小川一吉・深澤留藏の七名が入植し、[9] 合計二十四名に達した。

又開墾の進捗をはかるために、農業の經驗に乏しい從來の士族移住人の代りに、愛知縣出身の農民を德川家の小作人として移住せしめた。すなわち明治二十一年五月に幸村傳四郎・幸村伊重・長谷川芳次郎・服部甚助・櫻井金左右工門の五戸が移住したのを始めとし、同二十三年には鈴木重助・岡田彌次左衞門・落合丈右衞門・長江多七・伊藤宇兵衞の五戸、二十四年五月には岡島清助・岡島權七・磯村孫十・長谷川伊左右衞門の七戸、二十五年五月には龜井榮三郎・林多三郎・長谷川與八・長谷川林吉・水野善三郎・河原友二・森本權四郎・長谷川米吉・谷口梅次郎・安藤梅次郎・長谷川棄次郎・河合傳三郎・梅村菊次郎・安藤代次郎・松浦甚兵衞・松浦曾平・松浦增太郎・松浦政右工門・松浦周造・松浦松平・永井藤四郎・永井小兵衞・野田庄八・野田虎吉の二十四戸がいずれも野田追に入植した。[10] なお小

作人は以後數年間は專ら愛知縣より募集したが、その後に至つては他府縣の希望者も一般に移住させて開墾の業を進めた。(11)

最後に明治十八年以後二十五年までにおける開墾地の戸數及び人口の變遷をみると次の如くであつて、兩者共にこの期間に二倍以上の增加を示していることが知られるのである。

年次	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
戸數	五〇	四四	五〇	六七	六五	七〇	七六	一一
人口	二三六	二一三	二六四	三七一	三三七	三八七	四四八	六〇三

備考　各年次共十二月三十一日調

因みに明治二十三年には戸長役場・警察分署・郵便局等が山越內村から八雲村に移され、行政・警察・通信の諸機關が完備された結果、從來部落的であつた八雲村は面目を一新して一大村落を形成するに至つた。(12)

(1) 大島日出生稿、八雲鄉土史年表
(2) 八雲村德川家開墾地沿革
(3) 退場人一件
(4) 八雲村德川家開墾地沿革
(5) 同右
(6) 農村更生協會、北海道調査報告　二四頁
(7) 幼年生募集ノ事
(8) 幼年者移住規則
(9) 八雲村德川家開墾地沿革
(10) 同右

(11) 大島鍛稿、徳川農場
(12) 八雲村徳川家農場沿革略

第三節　間接保護

移住人の依頼心を助長するが如き直接保護は廃止されたが、獨立自營の基礎を固めるための諸施設についてはかえつて積極的な援助が行われた。共立商社の創立・備荒貯蓄の設置・輪作の奨勵・薄荷教師の招聘・牧馬の奨勵・神社の建立等は間接保護の主なるものである。

從來移住人の必要とする日用品の拂下並びに生産物の賣拂は、事務所附屬の板藏を通じて行つてきたが、直接保護の廢止と共にこれを廢し、新に移住人をして共立商社[1]を設立せしめ、補助をあたえて營業を開始せしめた[2]。商社の營業内容は「農家日常ノ需用品ヲ販賣シ及ビ農家ニ産出スル物品ヲ糴買スルヲ專業トシ」たが、外に手數料を取つて委託販賣及び注文買入を行い、又農産物を抵當とする六ケ月以内の短期貸付も行つた[3]。徳川家は商社に對して「創立ヨリ六ケ年純益金ノ配當量壹ケ年八朱ニ滿タザルトキハ株金ニ對シ八朱迄ノ不足額ヲ補給」するばかりではなく、函館八雲間の航海費に對して「創業ヨリ三ケ年間壹ケ年五百圓ヅツ補助」をあたえ、又農産物買入資金の貸下、板藏及び小廻船等の貸付等の保護を行つた。これに對して商社は「專ラ開墾地ノ便益ヲ圖ルガ爲メニ開設スルモノナレバ業務取扱手續キハ開墾地監督ト協義」の上で決定し、「開墾地監督ヨリ其社業務ノ景況ヲ尋ネ及ビ帳簿ノ檢閲ヲ求」められた場合には直ちにこれを示し、又「損益計算ハ半ケ年毎ニ報告」しなければならず、もし定款及び業務取扱手續並びに上記の義務に違反した場合には、前述の保護を中止又は廢止される約束であつた[4]。商社設立の目的は、板藏に代つて物資流通の機關として移住人の生活に便宜をあたえるばかりではなく、生産物の販賣及び日用品の購入を通じて移

住人の經濟思想を促進し、徐々に德川家の保護を離れて獨立自營の道を履ましめんとするにあつた。[5]（因みに板倉物品拂下の場合と異なり「商社ノ販賣物品ハ都テ現金引替ニシテ貸付」は許されなかつた。[6]）

又板藏制度の廢止にともない、凶荒時にも從來の如く物品の拂下貸付を受けて生活を維持することが出來なくなつたゝめ、移住人の相互扶助組織として從來の積金制度の外に新に備荒貯蓄の制度を設けしめ、毎戸大麥一俵、馬鈴薯二俵（馬鈴薯は一俵十五錢の割で現金に換う）を積立たせて[7]、不時の災厄に備えしめた。[8]因みに明治十八年乃至二十五年における積金及び備荒貯蓄額は次の通りである。[9]

	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
備荒貯蓄	？	？	四三石四斗（麥）	一〇九・七〇円	一七四・三六	二五五・二〇	二九七・二〇	？
積金	七五・〇〇円	？	？	五一〇・〇〇	五七五・〇〇	六一八・〇〇	三六・七二	？

明治十八年四月輪作補助規程を設けて、該年度に限り粟・大麥・大豆・麻の四種播種反別に對し、一反歩に付壹圓宛の補助をあたえて、輪作農業を奬勵した。但しこれらの作物でも「前年より重複作」の場合、又は管理不良のため「田面ヲ荒蕪」せしめた場合には、補助をあたえなかつた。これは輪作の奬勵が移住人をして從來の不規則な掠奪農業を廢止せしめ、合理的農業による地力の維持培養を目的としたから當然であつた。補助金は事務所に於て播種反別を點檢の上、翌十九年五月乃至十月に交付された。[10]

また明治十八年四月角田弘業を山形縣に派遣して薄荷栽培の實地調査をなさせ[11]、米澤より敎師高橋春吉を雇聘して薄荷の栽培並びに製造を傳習せしめた。[12]又同年七飯農工事務所から林檎苗二二〇本、川崎梨苗三三〇本、杉苗一五〇本、檜苗一五〇本の拂下を受けて希望者に配付した。[13]これらはいずれも移住人をして獨立自營に必要な現金收入の道を開かしめんとするにあつた。

更に牧馬奬勵のために、明治二十年に新冠御料牧場より牝馬十五頭、牡馬一頭の拂下を受けて移住人に配付飼養せしめ、翌二十一年再び同場より牝馬三十五頭の拂下を受けて同樣移住人に配付飼養せしめた。[14] 又明治二十三年に函館の時任牧場より洋種一回雜種の繁殖牝馬三頭を借入れて幼駒の增殖を因つた。[15] これは一方に於て堆肥の生産による地力の增進を圖ると共に、[16] 他方馬産による現金收入の獲得を目的としたものであつた。

又明治二十二年には八雲神社を建立して、移住人の土着精神を强化するに努めた。明治十一年移住の際熱田神宮の御札を受けて八雲小學校の一部に納め移住人一同奉祀し、明治十八年その筋の許可を得て社殿を建築し該御札を奉置して氏神として尊崇してきたが、明治二十二年に至り熱田神宮に出願して御分靈を受け、同年三月二十三日八雲神社え奉遷した。八雲神社は村社の格に列せられ、德川家開墾地內五萬坪及び委員片桐助作の寄附に係る土地二萬坪の收入を以て維持費とした。[17]

以上は一般移住人に對する保護の主なるものであるが、幼年移住者に對しては更に特別の保護がなされた。すなわち幼年者に對しては、移住旅費の支給は勿論、十五年未滿は飮食衣服費とも一切德川家に於て取賄い、且つ小學校に入れて普通敎育を受けさせ、十五年以上は實業に就かせて相應の賃錢を與え、飮食衣服費等一切の經費はその內より支辨させた。又結婚に際しては家屋費金八〇圓、農具費金三〇圓、家具費金二〇圓、合計一三〇圓を五ヶ年据置き向う三十ヶ年賦返濟で貸與する外（但し貸與金額はその時の物價に應じて增減される）、結婚後滿一ヶ年間は玄米二人口（一人に付一日五合宛）を同樣三十ヶ年賦返濟で貸與し、且つ新墾地五町步迄を其力に應じて漸次割渡した。[18]

なお小作移住人に對しては、鍬下として新墾の年より五ヶ年間借地料を免除し、一反步に付壹圓以內の新墾費を下渡す外、手當として金百圓を支給し且つ木造柾葺平屋壹棟（建坪二十一坪）を貸與した。但し手當金は永住の場合は「下切リ」のものであつたが、万一退場の際には「速ニ一時返納」すべきものとされた。[19]

最後に移住人保護の經費として、明治十八年より二十五年までに支出された金額を示すと、次の如くである。

年次	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
開墾經費	九、三五七・七二四	四、四九七・二〇四	五、〇〇〇・六一七	七、九九四・九四五	六、一三六・八七二	五、九〇九・七四〇	三、五五五・九一三	二、二七二・八四三

一ケ年平均の支出額は前期の一七、〇八八・六一九圓に對し本期は五、四五〇・九一九圓で三割強に激減している。なお初年以來の經費の總計は一六三、二八八・七六八圓の巨額に達するが、二十六年以後は間接保護も廢止され、開墾費中特別の保護費は一切打切られるに至つた。

(1) 當初は八雲商會と稱す。二十一年十二月定款を作成し、有限責任八雲共立商社となる。
(2) 八雲德川家農場沿革略
(3) 八雲共立商社定款
(4) 八雲共立商社補助特約
(5) 移住人保護ノ沿革
(6) 八雲共立商社定款
(7) 八雲村德川家農場沿革略
(8) 移住人保護ノ沿革
(9) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(10) 輪作補助規程
(11) 大島日出生稿、八雲鄉土史年表
(12) 八雲村德川家開墾地沿革
(13) 大島、前揭年表
(14) 牧馬ノ沿革
(15) 農村更生協會、北海道調査報告　三七頁

(16) 移住人保護ノ沿革
(17) 八雲神社ノ事
(18) 八雲村開墾地幼年者移住規則
(19) 小作約定證（明治二十六年）

第四節　間接統制

移住人に對する統制も、從來は德川家の任命に係る委員によつて直接に行われて來たが、明治二十一年に至り移住人中より選出された惣代にその事務の一切が委囑せられ、委員片桐助作は總監督として間接に統制を行うにすぎなくなり、開墾地事務所は開墾地會所と改稱されるに至つた。(1) これは移住人自治の端著となつたもので、翌二十二年には更に鄉約が設けられ、惣代の外に協議人・組長・開墾地議會等がおかれ、自治組織の完備をみたが、(2) その詳細については便宜上次章に於て說くことゝする。

直接統制から間接統制への移行は必ずしも統制の緩和をいみするものではなく、開墾業務の進捗をはかるために移住人の勞働條件にはかえつて嚴重なる統制が加えられた。(3) すなわち、明治二十二年四月に移住人就業規則が制定されて、「五十年已下十四年已上ノモノハ男女ニ拘ハラズ四月雪消ヘヨリ十月三十一日迄日出ヨリ日沒迄就業可致」はもちろん、「田圃ノ業ヲ執ルヘキ日柄ニハ必ず田圃ノ業ヲ執」り、又「村社祭日ヲ除クノ外二人已上集會飮酒致スベカラザル」ものとし、監視人を巡回させて日々の勤怠を點檢せしめると共に各戶より每月の事業功程を差出さしめて、田圃の業を執るべき日に田圃の業を執らない場合はその人に當るべき其の日の貸與米菜料を、又每月の事業功程が規程の十分の六に滿たない場合はそれに相當する日數の貸與米菜料を、それぞれ滿期まで預り置くことゝした。(4)

なお幼年移住者に對しては特別の統制が加えられた。すなわち移住の上は一切取締人の指圖にしたがつて進退せしめ、十五年未滿の者も遊居を許さず適宜實業に就かしめ、十五年以上で自活する者もその收入は一定の規則を設けて取締人が保管して自由な使用を許さず、餘剩は驛遞局へ預金して成年家を成すの日にこれを渡すことゝし、又二十五年未滿及び二十五年以上でも一家を成す見込のない者は結婚を許さず、更に怠惰放縱又は破廉恥の甚だしき者或いは傲慢にして取締人の命令に從わない者には退場を申付け、父兄親戚をして隨時引取らしめることゝした。(5)

また小作人に對しては當初なんらの規定がなかつたが、明治二十六年八月に野田生開墾地移住人制規なるものを設けて、施肥培養を嚴守せしめ、農業外の營業を制限し、賭博及び破廉恥の事を禁止した。(6) 又小作約定證を締結して、借地料・成墾期限・返地要求その他に關して小作人の義務負擔を明らかにした。すなわち小作人は借地料として、新墾の年から起算して六ケ年目より十五ケ年目までは每年一反歩に付白大豆一斗宛、十六ケ年目以後は地主の見込で更正した額（但し白大豆二斗以內）を、每年九月三十日及び十二月十五日の兩度に半額宛地主指圖の場所へ差出さなければならなかつた。但し九月三十日納付の分は大豆の收穫前なるため代金を以て納めることゝし、その價格は地方其時の相場によつて地主の見込で決定され、小作人は異議を申立てることができなかつた。又十二月十五日納付の分も地主に申立てゝ同樣代金納にすることができた。これに反し、現物納の場合は白大豆をよく乾燥して粃粒を除き、俵拵は二重皮にして不動繩をかけ、一俵四斗五升入に仕立てなければならなかつた。なお借地料は年の豐凶にかゝわらず約定の通り必ず差出し、減免は認められなかつた。(7) 又成墾期限は七ケ年とかぎられ、七ケ年をすぎてなお未墾地がある場合には、地主の見込によつて既墾地の分とも合せて返地を要求することができ、その場合には小作人は異議なく返地しなければならなかつた。(8)

更に次の如き場合にも小作人は地主の返地要求に應じなければならなかつた。その一は、地主が水田を開き、用惡

水及び道路を通じ、或いは防風林等を設けるために借地の全部又は一部の返地を要求した場合であつて、その際には小作人は速かに異議なく返地しなければならなかつた。但し從來の小作人が引續き開田した水田の小作を望む場合には、地主の見込で更正した借地料を承諾する時にかぎり貸渡しが許された。(9) その二は、學校・病院・鐵道線路・停車場・縣道・里道等の公共事業の爲に必要な敷地の讓渡を官廳又は會社より申込まれ、地主がそれを承諾して小作人に返地を要求した場合であつて、その際にも小作人は異議なく返地しなければならなかつた。(10) その三は、壽都街道沿い兩側奥行二〇間及び野田追停車場え通ずる道路沿い兩側奥行二〇間の土地を地主の都合で返地要求した場合で、これ又異議なく返地しなければならなかつた。因みに道路開通等のために借地を返付した結果家屋を移轉しなければならない者に對しては、地主の見込で移轉費を支給したが、その金額の多少については、小作人は一切異議を申立てることができなかつた。(11) その四は、移住人制規えの違反、借地料の延滯、約定證えの背馳のため借地及び借家の返付を談示せられた場合であつて、この場合にも小作人は速かに異議なく返付しなければならなかつた。(12) その五は、借地人が開墾地外え移轉した場合であつて、この場合は無條件で借家及び借地を返付しなければならなかつた。(13)

上述の如く地主は一方的に小作地の引上をすることができたが、反對に小作人が自分の都合で移住後十ケ年未滿で開墾地外え轉住する場合は、前述の鍬下期間における小作料免除の特典が取消され、新墾の年より五ケ年分の小作料（一反歩に付白大豆五斗宛。但し其時の相場によつて地主が定めた價格で代金納が許された）を轉住前に一時に取束ねて地主に差出さなければならなかつた。(14) 又借地面の形狀變更に際しても、小作人は必ず地主の承諾を得てなさなければならず、承諾を經ずに漫りに着手することは許されなかつた。(15) かように小作人は移住人に比べて統制は緩かであつたが、義務負擔はかえつて大であつて、地主本位の一方的な契約關係にあつたことは他の場合とかわらない。又士族出身の移住人と農民出身の小作人との間の隔然たる差異そのものにも、封建的色彩がなお多分に殘つていたこと

が知られるのである。

最後に徳川家の當主及びその代理人による開墾地の巡察も前期と同様屢々行われた。すなわち明治十八年七月には、義禮が洋行中のため子爵成瀬正肥が代つて來場して開拓事業の實況を視察し[16]、更に二十年七月には松平義生が同様義禮に代つて巡視した[17]。又二十一年七月には義禮が夫人同伴で來場、開墾地の實況を視察し、逗留四十餘日に及んだ[18]。更に二十四年八月にも義禮は松平申七と共に開墾地視察のため來場した[19]。

なお明治十九年北海道廳が設置されて開拓使以來の直接保護が廢止されたゝめ、政府の援助にもみるべきものはなくなつたが、政府高官筋の視察はこの時期にも屢々行われた。すなわち明治十九年九月には屯田兵司令長官永山少將、岩村北海道長官、時任理事官が來場して開墾の情況を視察し[20]、翌二十年十月には堀理事官が同様來場視察した[21]。又二十三年七月には二條侯爵が來場して八雲小學校に少憩、開墾地の狀況を聽取した[22]。

(1) 八雲村徳川農場沿革略
(2) 八雲村徳川開墾地郷約
(3) 八雲村徳川家開墾地沿革及び移住人保護の沿革
(4) 明治二十一年移住人就業規則
(5) 八雲村開墾地幼年者移住規則
(6) 野田追開墾地移住人制規
(7) 小作約定證（明治二十六年）第三乃至第十
(8) 同右　第十二
(9) 同右　第十三
(10) 同右　第十四
(11) 同右　第十五、第十六

(12) 同右　第二十
(13) 同右　第二十一
(14) 同右　第二十二
(15) 同右　第十八
(16) 八雲村德川家開墾地沿革
(17) 同右
(18) 同右
(19) 同右
(20) 同右
(21) 同右
(22) 同右

第五節　開墾農業の發達

直接保護の廢止によつて移住人はいずれも自己の農業經營の發展に努めた結果、作物の作付反別及び收穫高は飛躍的な增加をしめした。明治十八年から二十五年に至る作物作付反別及び收穫高をみると次の通りである。(1)

これによつてみると前期以來の主要作物である大麥・小麥・大豆・小豆・粟・稗・蕎麥・黍・馬鈴薯等は、いずれもその作付反別及び收穫高が共に增大している。しかし最も著しいのは、前期にはみられなかつた燕麥・牧草等飼料作物の作付反別の激增であつて、明治二十五年には兩者を合して全作付反別の四割强をしめるに至つている。これは氣候風土の影響もあるが、主としてこの時期における畜産特に牧馬の振興に照應するものに外ならない。これに反し麻・藍・菜種・薄荷・亞麻等の工藝作物の作付はいまだみるべき發展をなさず、又水稻の試作も引續き明治二十年

年次		明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
總反別		一、六二〇•九三三 反	一、七二〇•九二二	一、九五〇•三二三	一、九六〇•七〇六	二、二五一•五三四	三、二二一•八一九	三、五九四•四二七	四、五四六•三二三
水稲	反別			四•〇 反					
	收穫高	〇•八 石	一•四	〇•八					
大麥	反別			一九八•〇〇	一八〇•六六	一五六•三	一九二•八	二八八•八	二七八•〇
	收穫高	一二四•八五五	二三五•六九	三三一•二一	三〇八•三三	一〇四•九八	二三五•〇三	二四四•二七	四一七•四八
小麥	反別			三七•九	三一•七	二一•二	二七•〇	七二•七〇五	一一四•三二五
	收穫高	三•三五	二四•五三	二九•六四	一九•八	九•二八	二〇•二九	五九•〇一	八二•七
大豆	反別			五四〇•一	四四五•七	三六一•六一五	一九六•一二五	二四五•〇	二四三•六
	收穫高	三七•九三	三三五•五三	三六八•二一	二四三•三一	一四九•九五	一四五•四二	一八〇•〇三	二〇七•五四
小豆	反別			一二二•三	八四•六	五六•七	六八•六一五	一七九•七	二〇八•一一五
	收穫高	八二•〇七	六〇•四五	四七•一	三一•五三	一六•七三五	六一•一	一〇一•九三	二五六•四七
粟	反別			一七五•〇	六七•九	三七四•一五	四一•一二五	一六四•九	三三七•六
	收穫高	一三三•八八	一五一•四五	一七四•四	三六〇•九	三〇•五四	七三•五三	一七九•七	六〇七•七
稗	反別			一一六•三	一三一•一	九八•〇一五	一七九•一	八二•八	一三〇•九
	收穫高	一二一•六五	一九六•八五	一九一•九五	一七二•七	一三三•五	三六二•〇	一三四•一	三六八•八
蕎麥	反別			二一六•六	七三•五	一一四•九一五	二三三•〇	二八一•九五	三九四•一
	收穫高	五三•五三	五六•九一	六七•九四	七〇•六九	七〇•八四	一三三•一八	六六•二	四五六•五九
麻	反別				一•一六	一•三二〇			
	收穫高	二八•七四〇 貫				二•〇〇			
馬鈴薯	反別			一〇二•三	六二九•一五	七九•七	七三•〇	一〇六•七七	一三八•五一〇
	收穫高	八二四•〇	六〇八•七四	九二一•六	四八四•六	六三五•〇	八二二•〇	一、一七〇•七	一、三二〇•三
扁豆	反別			七•一五	九•七	六三•四	七一•五五	二三•九三	二四•七五
	收穫高			六•七一	八•二三	四二•九七	六七•四五	二三•八五	二五•五九
黍	反別			八八•〇	四八•八	九五•二	二〇三•二	二九五•〇	三四三•八
	收穫高	二•六一	三•九八	八〇•九二	四三•二	九二•三四	三三三•八	二三三•二	九〇八•八四
藍	反別			一三•〇	一九•七	四七•二	九•五		六•九
	收穫高	三八七•三六 貫	一、三六八•〇〇	五五一•九〇〇	一、〇二一•四五〇	二、一三八•四〇〇	四七六•五〇〇		

玉蜀黍	一反別					一三・六	八四・三一〇	七七・一一〇
	收穫高					三二・七五	一三一・〇三	一七一・五三
菜種	一反別		三五・八	一三・七	七七・九二九	八四・六三五	一八一・一五	九七・〇
	收穫高	〇・八一	三五・四	七・三五	三九・五六	七一・四七	一一〇・二五	六九・二六
燕麥	一反別		一五三・六	三三七・七	六一二・三	八四〇・〇七	八五・四	一、三三一・五
	收穫高	一四九・三	二五〇・九	四六一・二三	九五二・八五	一、五一七五	一、五七五・三	二、四九一・九五
エゴマ	一反別		二五・八					
	收穫高		六・三					
野菜	一反別		五六・五二五	五六・一一五	七三・一一五	七九・一	七七・六一五	九〇〇・六
	收穫高	二九七・五						
牧草	一反別		七〇・〇〇	二七四・一	五一八・六	五三八・六	五八一・〇	五九〇・〇
	收穫高							
薄荷	一反別			四・七	一・六二五	〇・九一四	〇・三一七	
	收穫高							
桑畑	一反別				一一・三一〇	一三・九	一七・八	
	收穫高							
果木畑	一反別				五・八	一三・〇	九・五	四三・〇
	收穫高							
亞麻	一反別					一二		
	收穫高					三七・三貫		
新墾地	一反別					二一三・八一五	四九・八一〇	一五四・四一七
	收穫高							

まで行われたが盡く失敗に歸し、遂に二十一年以後は廢絶されるに至つた。(2)

次に養蠶は明治二十一年に官より大野養蠶所の拂下をうけて飼育を行つたが、氣候不順及び病毒等のため桑樹本數、掃立枚數、收繭量ともむしろ減退の傾向にあつた。(3)

年次	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
桑樹本數（本）	六、三三一	六、三三一	六、三三一	六、八六〇	五、四八五	四、四〇〇	四、四〇〇	二、四〇〇
掃立枚數（枚）	七・六	七・八	一〇・七五	一〇・七五	一一・七七	一〇・四二	三・一	三・六五
收繭量（石）	六・四三	四・三四	八・二六二	三・七四	五・四六	四・八	一・二四	二・九三五

前期に於ては移住人は牧馬に對する關心が少なかつたが、價格の高騰と共に次第に牧馬熱が高まり、[4]競つて牧馬の買入を要望するに至つたゝめ、前述の如く明治二十年及び二十一年に新冠御料牧場より牝馬の拂下を受けて移住人に配付し、更に二十三年には時任牧場より繁殖牝馬を借り入れて幼駒の增進を計つた結果、各戸殆んど馬を飼養せざるものはなくなり、[5]又馬質も改良されて明治二十三年に內國勸業大博覽會に出品した三頭の中、一頭は有功二等賞、二頭は有功三等賞を獲得した。[6]その後再び價格が下落したゝめ頭數はやゝ減少したが、產馬の改良はますます進んだ。次に牛も亦價格騰貴のため二十年頃より頭數が殖え特に体質の優良なるものが增加し、明治二十三年の博覽會に一頭を出品して有功二等賞を得、又函館市場に於て神戸牛に匹敵する聲價を得た。その後價格の下落により頭數は減少したが、体質は大いに改良された。[7]なお豚も明治十八年以來飼育され二十三年には五五頭に達したが、以後減少して二十五年には一六頭になつた。又雞も二十二年には一、一二四羽に達したが、以後減少して二十五年には六二八羽になつた。これらも價格關係によるものと考えられる。因みにこの時期における家畜數の變遷をみると次の通りである。[8]

年次	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
牛	四〇	？	四八	五六	五四	六〇	五一	六八
馬	九七	九二	一〇一	一七八	二〇六	二三一	二〇六	一七〇
豚	六	四	？	九	四〇	五五	三八	一六
雞	二三一	二七一	三九六	六三九	一、一二四	五五五	四九七	六二八

農産製造としては製藍、澱粉製造の外に薄荷の製造も試みられたが、いずれもいまだ試驗の域を脫せずみるべき發展をなさなかつた。製藍は明治十七年製造開始以來漸增して二十三年には一、八〇〇貫（藁）に達したが、翌二十四年には不景氣のため一、二〇〇貫に減少した。その後明治二十五年から五ケ年間樋田惣助（二十三年鷲の巢入植）は藍の栽培・製造に腐心した。(9) 又澱粉製造は既述の如く明治十七年十一月に事務所の直營に係る馬鈴薯澱粉製造場が完成して本格的な操業を開始し（委員補助角田弘業擔當）、十九年七月には更に器械器具を整えて規模を擴大したゝめ、二十年には生產量四、〇〇〇斤に達したが、用途及び販路がせまく且つ製法も幼稚で歩止りが低かつたゝめ收支が償わなかつたので、二十一年には廢止され、(10) 二十四年には生產量は三〇〇斤に激減した。二十五年には河合銀次郎、小川助次郎等が澱粉製造を開始したゝめ生產量はやゝ回復して一、一〇〇斤になつたが、二十六年以後の發展に比べるとほとんどいうにたりない量であつた。なお薄荷の栽培及び製造は、折角の奬勵にもかゝわらず氣候條件の不適から暫時にして廢絕され、みるべきものは全くなかつた。この時期における製藍ならびに澱粉製造高をみると次の通りである。(11)

年次	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
製藍	二八（藍玉）本	六〇	四〇	三二	一、三〇〇貫（藁）	一、八〇〇	一、三〇〇	—
澱粉	一、二〇〇斤	三、一〇〇	四、〇〇〇	二、一〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一〇〇	一、一〇〇

最後に鮭鱒の養殖は五ケ年間の試驗結果が頗る有望であつたゝめ、明治十八年には移住人の外に更に、村內有志を加えて共同事業とし、益々保護蕃殖を圖つた(12)結果、捕穫高は漸次增加した。明治十八年から二十五年に至る捕穫高（開墾地分）を示すと次の通りである。(13)

年次	明治十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
捕獲高（尾）	三、九六七	三、八八九	一〇、二七三	六、〇〇一	一五、九三三	三、三三四	一四、四五三	七、七九〇

かようにこの時期には、移住人の努力によつて開墾作付面積が増大し、牧馬及び鮭鱒の養殖にもやゝみるべきものがあり、農業經營の前途にも漸く曙光が認められるに至つたゝめ、明治二十六年以後に於ては特別の保護統制は一切廢除せられ、移住人は獨立自營の小作農民となつた。

(1) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(2) 同右
(3) 同右
(4) 八雲村景況（明治二十一年勸業月報）
(5) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(6) 同右
(7) 同右
(8) 同右
(9) 大島日出生稿、八雲鄉土史年表
(10) 同右
(11) 明治十一年以降統計表（德川開墾場
(12) 遊樂部川鮭魚孵化蕃殖事業沿革
(13) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）

第四章　小作自營時代

第一節　割渡地の成功

前述の如く明治十五年以後は成功地積の届出が停止されていたが、明治二十七年六月に砂蘭部割渡地道路敷地五五、五四六坪、薪炭防風林地八九、二八〇坪、畑地一、〇三三、八〇七坪、鷲ノ巣割渡地道路敷地一〇、二七二坪、畑地三二六九、〇七一坪合計一、五五七、九二二坪の成功地積が届出られ[1]、翌二十八年に成墾地並びに未墾地の測量調査が行われ[2]、三十二年九月に國有未開地處分法（明治三十年制定）により該地積は一括徳川家へ無償附與された。（これは明治二十七年に特殊の割渡地も一般廳令第十一號の適用をうけることゝなつたゝめで、その結果徳川家から移住人へ更に所有權移轉の手續を必要とするに至つた[3]）又殘地砂蘭部割渡地九九一、〇三七坪（内防風林八六、八二八坪）、鷲ノ巣割渡地四一四、九二三坪はそれぞれ明治二十七年六月及び三十年七月に改めて貸下が出願され、三十二年九月に五ケ年の成功期限（三十七年十二月限り）で許可され[4]、三十八年に全部成功の上付與願書が呈出され、三十九年に函館支廳より吏員が出張して成功地を實測し、徳川家に無償附與された[5]。更に徳川家及び移住人の共有に充てる目的で、新らたに砂蘭部に於て牧場三六六、〇〇七坪の貸下が明治三十年七月に出願され、三十二年九月に十ケ年の成功期限（明治四十二年十二月限り）で許可され、全部成功の上四十三年に徳川家に無償附與された。（開墾入費は移住人一同で負擔の約であつた[6]。）

既述の如く徳川家は從前一戸當り一五、〇〇〇坪の見込で移住人に土地を割渡していたが、明治二十九年に更に一五、〇〇〇坪を增して三〇、〇〇〇坪（但し地域の模樣により三萬坪乃至四萬坪）に改め[7]、明治三十一年には割渡地内

の未墾地の成功期限を該年より五ヶ年すなわち明治三十五年八月迄とし、三十三年十二月までに一戸分の成功地積が二二、二二五坪に達しない時には其未開殘地を徳川家へ返却することに定め、又各戸に割渡した土地の内一五、〇〇〇坪までは開墾進捗のため移住人に限り内輪賣買を許すことゝした。(8) なお移住人に對する割當の外に村社八雲神社へ六萬坪を寄附し、更に吉田知行はじめ舊開墾委員及委員補助、開墾地惣代へ一人に付三萬坪乃至一萬坪の割渡が行われた。又移住人の内には開墾奬勵の爲に制限外數萬坪に及ぶ土地を割渡されたものもあつた。(9)

これら移住人への割渡地以外の土地は、所謂殘地として明治三十八年現在で七五六、一三五坪と計算されるが、その大部分は小作人へ貸渡され、この時期の終りにはその殆んどが成墾された。上記の割渡地は全部成功の曉にはそれぞれ移住人へ譲渡さるべき性質のものであつたが、これらの貸渡地は純然たる小作地として永久に徳川家の所有たるべきものであつた。(10)

徳川家の小作地としてはこの外に、牧牛社の拂下地で明治二十五年十二月に全地成功し同二十九年牧牛社の解散によつて徳川家に賣收せられた二〇九町八反一畝六歩、(11) 開進會社からの譲受地で明治二十七年六月に全地成功せる一一九町九畝二六歩、(12) 明治二十年十月に貸付許可を得三十年七月に全地成功し三十二年九月に無償付與された牧場地一四八町四反一畝十二歩、(13) 及び明治二十一年に官より拂下げられ三十五年に植樹事業が全部成功せる大野農場内の貸付地一四一町二畝二歩等があり、(14) いずれもこの時期に成功附與せられ、移住人獨立後における小作農場の基礎をなした。なお小作地中八雲及び野田追停車場附近の土地は明治三十六年に宅地に區劃割せられ、希望者に貸付られた。(15) 因みに明治四十二年には小作地の總面積（但し、割渡地殘地を除く）は九五五町六反七畝二四歩に達しその殆んどが墾成地であつた。(16)

(1) 徳川農場、貸地ニ關スル書類
(2) 大島鍛稿、徳川農場
(3) 徳川農場、貸地ニ關スル書類
(4) 同右
(5) 大島鍛稿、徳川農場
(6) 徳川農場、貸地ニ關スル書類
(7) 大島鍛稿、徳川農場
(8) 同右
(9) 徳川農場、貸地ニ關スル書類
(10) 同右
(11) 明治二十年以降貸下地事業成功届綴（徳川開墾地）及び牧牛社一株書類
(12) 前掲成功届綴
(13) 土地ニ關スル書類綴（徳川家開墾地會所）
(14) 大島鍛稿、徳川農場
(15) 同右
(16) 徳川農場、貸地ニ關スル書類

第二節　小作人の増加

移住人の移住は明治二十五年を最後として打切られ、二十六年以後は專ら小作人の移住が行われた。小作人の移住は既述の如く明治二十一年より開始されたが、明治二十五年までは專ら愛知縣特に東春日井郡の農民がえらばれ、いずれも野田生に入植せしめられた。(1) 明治二十六年より三十年頃までは依然愛知縣出身者のみがえらばれ(2)野田生及び八雲

に略半數宛入植せしめられたが、その數は年平均十數戸にすぎなかつた。[5] しかるに明治三十年以後は愛知縣出身者の外に他縣の一般希望者の移住も許されて專ら八雲に入植せしめられ、その數も年平均三十數戸と飛躍的に增加し、三、四年中に小作人の戸數は殆んど倍增するに至つた。[6] これは一方に於て割渡地中の未墾地の成功期限が近ずいたゝめに、開墾進捗の目的で小作人の移住を促進したゝめであるが、[7] 他方に於ては日清戰爭後におけるこの地方の小作農場の急激な發達に刺戟せられたゝめである。

すなわち明治二十八年には愛知縣尾張の人蟹江史郎が字山崎に於て（蟹江開墾地、後三河の人石川錦一郎の手に移つて石川農場）、翌二十九年には千葉縣人鈴木義宗外二名が字上砂蘭部に於て（鈴木農場）、大阪の人長谷川寅次郎及び下關の人安井作次郎の兩人が遊樂部川の上流に於て（大關農場）、同三十年には福岡縣久留米の人川口誠夫、井上岩記外二名が字ブイタウシナイに於て（後の岡田農場）、三重縣人重野健次郎、丸山義一等が字黑岩に於て、いずれも大地積の未開地無償貸與をうけて農耕牧畜の經營に着手し、各府縣より多數の小作人を移住せしめたが、[7] 德川家もこの風潮に刺戟されて前記砂蘭部牧場三六六、〇〇七坪を始め大小の土地の貸下をうけ、小作人をいれて盛に開墾に努めたのである。その結果八雲村の戸口は年々增加して各地に殖民部落を形成し、明治三十五年には山越內村を合併して二級町村制が施行せられ、同四十年四月には更に北海道一級町村制が施行せられるに至つた。[8] 又村の戸口の發展に應じて開墾地の戸口も增大し、明治四十三年末には戸數三一九戸、人口一、五三一人を數えるに至つた。[9] 因みにこの期間における八雲村及び開墾地の戸口の變遷をみると次の通りである。[10]

年次	明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年
八雲村 戸數	三三七	四〇六	四九二	五二一	六四三	五一七	六四一	六八五	六八五
八雲村 人口	一、八七三	二、二一九	二、三七四	二、五六三	二、八一〇	二、〇一六	二、三八七	二、七〇九	二、七〇九

年次	明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年
德川開墾地 人口	一三三	一五〇	一四八	一五三	一七七	一九八	二六六	三〇三	??
德川開墾地 戸數	六九三	七八三	七八九	八二一	九三八	九九六	一、九三一	一、三七四	??

年次	明治三十五年	同三十六年	同年十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二同	同四十三年
八雲村 人口	一、一八九	一、三四	一、五一	一、九〇八	二、〇一六	二、一〇八	八二四四	二、七〇五	二、〇三九
八雲村 戸數	五、四三	六、八九	七、七一六	九、四五五	一〇、一六五	一〇、五六五	一、四五五	八、八一三	二、八四
德川開墾地 人口	??	??	??	??	??	??	??	??	二九
德川開墾地 戸數	??	??	??	??	??	??	??	??	一、三二

（明治三十四年乃至四十二年における開墾地の戸口は不明）

(1) 德川家開墾地小作人沿革
(2) 大島鍛稿、德川農場
(3) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(4) 大島鍛稿、德川農場
(5) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(6) 大島鍛稿、德川農場
(7) 八雲驛編、八雲考
(8) 大島鍛稿、德川農場
(9) 八雲村德川家農場沿革略
(10) 農村更生協會、北海道調査報告　二六―二七頁及び明治十一年以降統計表（德川開墾場）

第三節　特別保護の廢止

明治二十二年七月一日に新らたに鄉約の發布が行われ、從來德川家が移住人にあたえていた特別の保護指導は直接

たると間接たるとを問わず一切廢除せられ、その結果移住人は通常の小作人と同様の地位に立たされる至つた。[1]

その最も著しい現われの一つは、明治二十六年以後八雲共立商社に對する補助が打切となつたことであつて、その結果明治二十七年には新たに合資會社八雲商會が設けられ、支店を野田生において農産物の賣買並びに委托販賣及び米・鹽味噌・醤油・酒・肥料・太物・烟草・賣藥・金物・農具を始め、日用品一切の貨物を販賣し、[2]共立商社の事業を繼承することゝなつた。なお補助の打切と同時にこれに伴う種々の制限も解除せられ、「專ラ開墾地ノ便益ヲ圖ルガ爲メニ開設」せられたものが、「公私ノ利益ヲ圖ル」爲の組織えと改變せられた。[3]

又從來移住人各自に對して成墾面積五町歩迄の土地に付き支給された新墾費も、明治二十六年九月に締結された約定證によつて明治三十年十二月限り廢止されることゝなつた。[4]その他の補助金・奬勵金の交付はもちろん、農業牧畜に對する積極的な施設も多く廢止されるに至つた。これは後述の如くこの時期における農家經濟の飛躍的發展が、徳川家の援助なしに經營を自立せしめ得るにいたつたゝめである。

但し明治十八年以來行われて來た備荒貯蓄の制度はこの時期に於ても依然として行われ、明治二十二年七月制定の鄉約により毎年一戸に付大麥一俵（十二貫）、馬鈴薯二俵（二四貫）の貯蓄は向う十ヶ年間はなおこれを繼續することゝし、その貯蓄金穀を以て不時の災厄、非常の凶荒に備えることゝした。[5]すなわち貯蓄大麥二ヶ年分はこれを現穀で蓄積し、殘餘は金に換えて驛遞局又は確實なる銀行に預け置き、[6]移住人の中で鰥寡孤獨の身となり又は不慮の災難に罹つてその身が困厄に陷り、親戚及び隣保のものでこれを助けるものがない場合には、惣代、協議人及び其組の組長が協議の上で貯蓄金穀の內より一時又は日數を限つて救恤することゝし、[7]一時限りのものは皮麥二石乃至金五圓以內を、又日數を限つた場合は一日一人に付き搗麥三合乃至金三錢以內をそれぞれ支給し、[8]又非常の凶荒に際し家に餘資なく取續き行屆き難きものに對しては、貯蓄金穀の內より一ヶ年を期限として、困窮の程度によりこれを三段階に分

ち、壹等一人に付き皮麥一石、貳等一人に付き皮麥七斗、參等一人に付き皮麥四斗の割で貸與し[9]、その出納は惣代が取調べて毎年通常議會に於て報告することゝした[10]。

移住人に對する特別保護の廢止にともない、小作人に對する保護も亦縮減された。すなわち明治三十一年九月に於ける小作約定證の改訂によつて、既住の「契約ヲ一變シ一般地方ノ情況ヲ參酌シ最モ普通ノ方法ニ改」め[11]、五ヶ年の鍬下年限を三ヶ年に短縮し[12]、手當金の支給及び家屋の貸與も行われなくなつた。但し新墾費のみは反當壹圓以内であつたものが壹圓也に增額せられた[13]。又各戸に三反歩宛牛馬の飼料として牧草の播種を許し、その分に對する小作料の半額を免除したが[14]、これはこの時期における牛馬飼養奬勵策として注目すべきものである。

なお移住人及び小作人の間に自發的に肥料及び日用品の共同購入・生産物の共同販賣の組織としての産業組合及び部落青年輩の公共的活動組織としての青年會が各地に誕生したが[15]、特に會所の書記をしていた大島鍛が創めた大新農業青年會は植民地にあり勝な博徒や不眞面目な小作人などの不良分子の掃蕩、夜學の開設の外に、肥料購入の便宜を圖つたり新しい農具の使用をすゝめるなど、生活及び營農の發展に盡すところが少なくなかつた[16]。又小學校を會場にして屢々農産物の品評會が開かれ、道廳から審査員が來て出品物の審査をしたが、これも農事の發展に大なる寄與をなした[17]。

かように移住人及び小作人に對する特別の保護は縮減せられ、從來德川家の行つて來た施設の多くは公共の力によつて行われる様になつた結果、移住人及び小作人に對する德川家の保護は直接的には甚だ薄くなつたが、公共事業そのものに對する德川家の多大の助成を通じて間接的に裨益せられるところはなお少なからざるものがあつた。すなわち明治三十年には函樽鐵道株一、〇〇〇株を引受けてその速成を促し[18]、同三十四年南野田追（落部村管轄）に小學校設置に際しては校舍建築に必要な敷地及び用材を寄附し[19]、同三十六年北海道鐵道工事着手に際しては場内に通ずる用

地を寄附及び譲渡し、[20] 更に明治四十二年長萬部種馬所設置についてはその經費の一部として金五百圓を寄附するなど、[21] 公共事業に盡すところが少なくなかつた。

(1) 八雲村德川家農場沿革略
(2) 合資會社八雲商會契約
(3) 大島鍛稿、德川農場
(4) 約定證　第十七
(5) 八雲村德川開墾地鄉約　第五四條
(6) 同右　第五五條
(7) 同右　條五六條
(8) 同右　第五七條
(9) 同右　第五八條
(10) 同右　第六四條
(11) 德川家開墾地小作人沿革
(12) 小作約定證（明治三十一年）第二
(13) 同右　第七
(14) 同右　第十八
(15) 德川家開墾地小作人沿革
(16) 都築省三、村の創業　二六一―二頁
(17) 同右　二六―七頁
(18) 大島鍛稿、德川農場
(19) 同右
(20) 同右
(21) 同右

第四節　自治統制

すでに條令の第十一款に於て「…自營力食ノ途相立墾闢ノ功ヲ奉ズルニ至レバ…從前ノ羈絆ヲ解キ獨立自主ノ民タラシムベシ」と定められていたが、移住人の生活にもやゝ安定がみられるに至つたゝめ、明治二十一年九月德川家は開墾地事務所を廢して新たに開墾地會所を設け、移住人をして自治の道を歩ましめんとした。そこで移住人は「我々移民此地ヲ維持スルノ法ヲ設ケザレバ、一家一人ニ於テ身ヲ愼ミ、家ヲ守ルト雖モ開墾地一場ノ不規律ヨリ一場ノ体面ヲ汚シ、甚シキハ一場ノ荒廢ニ關スル事ナシトセズ」として協議の上鄕約を締結し(1)、總監督の下に惣代・協議人・組長・開墾地會議等の自治組織を設けて一場の取締にあてた。

既述の如く自治組織の發達にともない委員片桐助作は總監督として間接に統制を行うにすぎなくなつたが、なお開墾地における移住人自治の監督機關として少なからざる役割を演じ、明治三十二年には事務擔任杉立正義と議して、德川家と八雲と永久の緣を結ぶために開墾地々所の處分及び後來維持の方法を立て(2)、その後の發展に基礎をあたえた。なお片桐助作は同年監督の地位を脫して杉立正義がこれに代り、爾來明治四十五年に死亡するまでその地位にあつた(3)。

惣代は開墾地全場の投票を以て全場中より一名が選出され、その任期は二ケ年であつた(4)。惣代の任務は「鄕約其他開墾地全場協議ニ由リ成立チタル制規ニ準ジ事務ヲ執行」し、村社・學校・病院・開墾地會所の維持・學林の保管・道路・橋渠の修繕改築・戸籍の編成及び訂正等「全場公共ニ關スル事務ヲ統理スル」外、「地租・地方稅・協議費徵集ノ手續」並びに「學校・病院・村社ヲ初メ開墾地全場協議費ヲ以テ支辨スル出納」を掌り、更に移住人が德川家に呈出する「農況報告ヲ取纏メ整理」し又「官員及貴紳來場ノ節コレヲ接待スル」義務があり(5)、あたかも村長及び收入

役の外に農場管理人をかねた如き地位にあつた。

次に協議人は同じく開墾地全場の投票を以て全場中より六名が選出され、その任期は二ケ年であるが一ケ年毎にその半數が改選された。（但し第一期被選人の半數は其任期一ケ年）[6] 協議人は議決機關である開墾地會議の主要メンバーであると共に「總代ノ顧問ニ應ジ及ビ之ヲ補翼」する諮問機關でもあつた。[7]

組長には定員がないが、「五戸乃至拾戸家屋配置ノ宜シキニ隨ヒ組數ヲ分チ一組毎ニ」その組中より一名が選出され、その任期は一ケ年であつた。[8] 組長も亦開墾地會議のメンバーであると共に「一組ヲ整理スルノ責任」と「惣代ヨリ囑託スル事件アレバ之ヲ助クベキ」義務があつた。[9]

なおこれら惣代・協議人・組長の選擧は、專ら「丁年以上ノ戸主ニシテ地方稅・協議費ヲ納ムルモノニ限」られた。[10] 又これら役員の外に書記及び小使がそれぞれ一名宛會所内におかれた。[11] 書記は惣代及び協議人が協議の上で雇入れられ、惣代の命を受けて事務を整理した。[12] これに反し小使は惣代單獨の意志で雇入れられ[13]諸種の雜務に服した。

次に「開墾地ノ規約並ビニ協議費賦課徵集金額ヲ製定スルガ爲ニ開墾地會議」が設けられた。[14] 議員は惣代・協議人及び組長によつて構成せられ、毎年三回の通常會に於て次年度における開墾地經費の豫算額が議決され、又惣代によつて前年度における經費の決算報告がなされた。[15] その他會期・議案・議決・議事運營等について種々の規定が設けられたが、通常の場合と大差がないので省略する。

鄕約の第八章開墾地取締法による取締の内容は次の如きものであつて、自治統制とは云うものゝ移住人個人の自由はなお相當に强く制限されていた。この制限は次の自作獨立時代に入つて始めて解除されたのである。すなわち戸籍上では「移住人ニシテ開墾地内外ヲ問ハズ結婚スルトキハ豫テ惣代ヘ屆ケ濟ノ上履行」[16]し、又「男女出生ハ三日間、死去ハ即日惣代ヘ屆出」なければならなかつた。[17] 又職業上では「農業ノ外新ニ他ノ業ヲ營マントスルモノハ戸主家族

ノ別ナク惣代ヘ届ケ出テ許可ヲ受」け[18]、又「開墾地ニ飲食店・湯屋業・旅人宿・其他開墾地全場ノ風儀ニ關スベキ業ヲ營マントスルモノアルトキハ開墾地議會ニ付シ其決議ニ隨」わなければならなかつた[19]。更に移動居住に就いては「五日已上旅行スルモノハ惣代ヘ届」けなければならず[20]、又「移住人居住地内ニ他方ノ出稼人ヲ雇ヒ入ルヽ時及ビ出稼人立去リ又ハ解雇ノ節ハ五日已内ニ惣代ヘ届ケ出」なければならなかつた[21]。なお婚禮について「移住人婦女ヲ他ニ嫁スル節結納金又ハ身代金杯ト唱ヘ婿家ヨリ金員要求ヲシ賣婦類似ノ所業爲スベカラズ」と禁止され[22]、又火入に關して「移住人草萊地ヲ燒拂ハントスル者ハ北海道廳定ムル所ノ法則ニ據ルベキ事ハ勿論ナレドモ尚其地最寄ノ組長ト惣代ノ許可ヲ受クベキ」ものとされた[23]。最後に村社祭禮・初公會の節の席次に就いて、「開墾地監督・惣代・協議人・組長・書記・病院世話係・村社年行司・學林監視人・其他年齢ノ順序ニ從フベキ事。但學校教員・病院醫員・村社祠掌ハ客座ニ待遇スベキ事」と規定された[24]。

これら取締事項に違反した場合及びその他の不法行爲については、第九章に次の如き懲罰例則が設けられた。すなわち出生死亡並びに移動居住の届出をおこたるもの及び飲酒酩酊の上人を毆打したものに對しては過料金壹圓以下拾錢以上が課せられ[25]、又豫め結婚の届出を怠り、許可を得ずに農業外の營業をいとなみ或いは草萊地の燒拂をしたものに對しては過料金壹圓以上拾圓以下が課せられた[26]。次に賭博犯、竊盜犯の刑に處せられたものは三ケ年以上五ケ年以下公會の席に列するを禁ぜられ且つ村役員の選擧及び被選擧の權利を剝奪し[27]、開墾地公共の金穀を私に使用し辨償行届かざるものも辨償の終るまで同様の處分を受け[28]、又公費怠納者は一年以上三ケ年以下公會の節未席に就かしめられた[29]。更に開墾地議會の許可を得ずに開墾地全場の風儀に關する營業をいとなみ、又は婦女を他に嫁するに際して結納金又は身代金杯と唱えて婿家より金員を要求し賣婦類似の所業をなすもの、及び犯則者にして懲罰例則の處分に服せざるものは、「其全家皆孤立單行ノ心得ナリトシ、開墾地會所ニテ其人ニ對スル一切の事件ヲ取扱ハザル」だけでは

なく、「其人ニ當ル貯蓄金穀ヲ初メ一場共有財産ハ都テ沒收スル」ことゝした。[30] なおこれら懲罰例則による處分はすべて惣代・協議人及び犯則者所屬の組合の組長が審議の上で斷行され、又過料金は全部備荒貯蓄金の內え加えられた。[31]

以上は鄕約に定められた取締の內容であるが、この外にも申合せによつて種々の規定が設けられた。例えば明治三十七年の日露戰爭の際に移住人一同が眞萩館に集合して「冠婚葬祭等ハ可成質素ニシテ贈答ハ一切爲サザル事。時局ニ關セザル金品ノ寄附ハ一切謝絕スル事。各自家計ヲ節シ、恤兵部等へ金品寄贈ヲ心掛ケ各分ニ應ジ軍事費ノ募集ニ應ズル事。戰勝紀念トシテ各戶一反歩ヅツ桑畑ヲ作リ並ニ村社境內へ吉野櫻壹千本植込事ノ四ケ條ヲ申合」[32]せたるが如きはこれである。

なお幼年移住者の後身である青年舍所屬者に對しては特別の取締が加えられ、明治三十年監督片桐助作は「青年舍諸君に告ぐ」と云う一文をものし、「我皇室を尊ぶべき事」「德川家撫育の恩を忘るべからざる事」「耕地は施肥を怠るべからざる事」「舍中は嚴に飮酒喫烟を禁ず」等々、道德及び農業經營上における萬般の心掛を說いた。

又小作人の取締に關しては既述の如く明治二十六年八月に野田生開墾地移住人制規が設けられたが、同三十一年九月には更に小作約定證の改正が行われて「小作地取締ノ爲メ各字ニ世話人ヲ置」くこととなり、該世話人は一ケ年報酬として金三圓を給與される外、別に使いたる時は更に日當が支給された。（因みに世話人は字野田生に二名、同大木平に一名、同柏木・中野に二名、牛舍牧場・市岡屋敷に二名、都合七名がえらばれた。[33]）

自治的取締の發達にともない德川家當主の巡視及び貴顯の視察は以前におけるが如く頻繁には行われなくなつたが、それでも明治三十五年九月には近衞公爵が來場、眞萩館に於て優良牝馬を一覽し、[34] 同四十年八月には德川義恕が來場、東京本邸より家扶種野弘道が隨行して場內を視察し、[35] 更に同四十二年七月には前年五月義禮の薨去により家督

相續をした義親が始めて來場、開墾地の實況を視察した。(36)

(1) 鄕約主意書。因みに鄕約は開墾地監督・惣代・鄕約創定議員・伍長の審議創定による。
(2) 大島鍛稿、德川農場
(3) 同右
(4) 八雲村德川開墾地鄕約、第十一・十六・二四條
(5) 同右、第二九・三二・三三・三四・三五・三六・三七條
(6) 同右、第十一・十六・二四條
(7) 同右、第三十條
(8) 同右、第十一・十六・二五條
(9) 同右、第二八・三一條
(10) 同右、第二十條
(11) 同右、第十一條
(12) 同右、第二二・三八條
(13) 同右、第二三條
(14) 同右、第四一條
(15) 同右、第四二・四六・五三條
(16) 同右、第六五條
(17) 同右、第六六條
(18) 同右、第六七條
(19) 同右、第七十條
(20) 同右、第六八條
(21) 同右、第六九條
(22) 同右、第七一條

(23) 同右、第七二條
(24) 同右、第七三條
(25) 同右、第七七條
(26) 同右、第七八條
(27) 同右、第七九條
(28) 同右、第八一條
(29) 同右、第八十條
(30) 同右、第八二・八三條
(31) 同右、第八四・八七條
(32) 大島鍛稿、徳川農場
(33) 野田生小作證改正ノ要項
(34) 大島鍛稿、徳川農場
(35) 同右
(36) 同右

第五節　義務及び負擔

自治組織が發達したとは云うものゝ、開墾地に就いて徳川家と管轄廳との間に取結ばれた諸條件に對しては、移住人はすべて徳川家の指揮にしたがうのみならず(1)、更に開墾條令及び開墾地鄉約の主意並びに開墾地會議によつて別に定められた規約等に對しては、すべてこれを嚴守しなければならず(2)、又約定證に於ても徳川家はその都合により一方的に證書の改訂を行うことができたが(3)、移住人は相續人に至るまでその條項に服從せざるを得ず(4)、もし違背した場合には「如何樣ノ御處分被成下候共毛頭異議」を申立てることができなかつた(5)。これら諸規定によつて移住人は徳川家

に對して、米茶料等の返納、豆類及び鮭の獻上、土地上納及び小作料の納付、超過面積の寄附、登記料其他の負擔、土地引上の承諾、土地賣却の制限、農事の報告、新年その他の挨拶等、數多くの義務負擔を課せられていた。

家屋費・米茶料等の三十年賦貸與金並びに板藏物品拂下貸與金よりなる移住人の負債は、明治二十六年九月に於ける移住人一同の延期願によつて翌二十七年より無利子向う壹百ケ年賦返納と改められ、壹ケ年總金額の百分の一宛を毎年九月三十日、十二月十五日の兩度に其年額の半分額を返濟することに定められ[6]、同時にすでに移住人各自の名義になつている土地及び家屋に對して抵當權が設定せられ、又將來移住人の所有となるべきものについても同一の取扱がなされることに定められた[7]。そしてもし移住人中に年賦金返納未濟中に他え轉住するものがある時は、抵當に差出した土地・家屋は勿論、後述の五十ケ年期借地及び割渡地中いまだ本人の所有名義にならない部分を合せて德川家え引渡さなければならず[8]、又該年賦返納金を三ケ年延滯した場合には、抵當土地・家屋は全部德川家名義に付け換えられ、いまだ本人の所有名義に定まらない割渡地があればそれも合せて德川家え引渡さなければならなかつた[9]。これに反して年賦返納金年期中に全部又は一部の金員を取束ねて返納を申出る者がある場合には、年三朱の利子を得られるものとして割引されることになつていた[10]。かくして明治二十六年當時における百ケ年賦返納金の總額は合計二四、三〇一・〇八八圓に達したが、二十七年以向三十一年までに五九六・四三圓が返濟され、返金は全部開墾地雇人給料及び眞萩館修繕費等の經費に充當された[11]。

すでに明治十一年制定の鄕約に「各自產業相立タル上ハ別ニ報酬ノ擧ナカルベカラズ、仍テ其地出產ノ物品多少ヲ論ゼズ獻納ノ方法ヲ設クベシ」とさだめられ、明治十二年以後毎年一戸に付大・小豆二升宛をとりまとめて東京の德川家え送つていたが、明治二十二年制定の開墾地鄕約によつて改めて「我ガ侯家ノ恩惠ニ報ユルノ意ヲ表シ一ケ年一戸ニ付黑大豆・小豆・扁豆・豌豆ノ內ニテ五升ト移住人一同ヨリ遊樂部川鮭十尾トヲ毎年十二月捧呈」することゝな

り、[12]その挨拶として各戸に大根種一斗五升宛を徳川家から下賜するのが例となつた。（但しこの挨拶は豆に對してであつて、鮭に對しては別に挨拶はなく、鮭魚取締人に受取書が出されるのみであつた。[13]）

なお明治二十六年九月には移住人一同より土地上納願なるものが出されて、「土地新墾費ヲ初メトシ道路・橋渠・排水路費又ハ學校・病院等多ク御補助被成下候付」、成墾の暁には割渡地中「適宜御選定壹戸ニ付五段歩宛」を徳川家の所有名義に移して、各戸に五十年間小作せしめ、[14]その小作料として「黒大豆三升、赤小豆貳升ト地價定ラバ地價百分三ノ金額トヲ合セ納付」することゝなつたが、この小作料が納付されるに至れば、上記の献上豆類は當然廢されることになつていた。[15]

又割渡地中一戸當り前記五反歩の土地をも合算したる地積が一萬五千坪を超過する場合は、その超過の坪數千坪に付金壹圓の割で、割渡地丈量實測坪數確定の日に、開墾地教育資金として開墾地惣代へ差出さなければならなかつた。[16]その上割渡地實測に要する雇員費及び成墾の際に管轄廳に届出るために必要な土地丈量雇員費は、いずれも徳川家から要求があり次第、差出さなければならなかつた。[17]

次に割渡地は前述の如くその成墾期限が明治三十五年と限られ、もしそれまでに全部墾成し了らざる場合には、其未成墾に屬する地面はすべて徳川家によつて引揚げられる約束であつた。もつとも「谷地又ハ砂礫地ニテ年限内成墾スベカラザルモノト」徳川家に於て認めたるものに就いては、この限りではなかつた。[18]又徳川家に於て開墾地のために道路及び排水路を開くに際し、その線路が割渡地内（「私共名義所有及ビ私共名義所有未定ノ地内」）を貫通する場合に於て、もし徳川家がその敷地を要求する場合は「異議ナク無代價ニテ差出」さなければならず、[19]更に徳川家名義所有地え通ずる道路及び排水路を新たに割渡地内に設ける場合に於ても、同様徳川家の要求にしたがい何時にても「異議ナク其線路ノ敷地ヲ差出」せねばならなかつた。[20]但しこの場合に於てもし其土地が成墾地の場合には徳川家の

見込で地代金が下附されたが、未墾地の場合は上記同様無代價であつた。なお移住人が身代限りの處分を受けた際に、もし割渡地内にその者の所有名義に定まらぬ土地がある場合には、成墾未墾にかゝわらずすべて徳川家に引揚げられる約束であつた。[21]

割渡地は年賦金完納以前に於ては一定の條件内で内輪賣買を許されるだけで、たとえ移住人の所有名義地であろうともすべて抵當の對象となつていた關係上、これを他に賣却讓渡することができなかつたのは云うまでもないが、年賦金完納後に於てやむを得ざる事情により各自の名義所有地を他に賣却する場合に於ても、一應前以て徳川家え申出なければならず、徳川家に於て買收しない場合にかぎり始めて他え賣却することができた。[22]すなわち割渡地には一種の買戻し契約がついていて、その處分に制限が附せられたのである。

その他移住人の義務として、徳川家に對して毎年七月及び十二月の兩度に農事の景況を詳細に報告しなければならず、[23]又毎年一月一日に開墾地監督詰所え出頭して新年を祝するはもちろん、四月十五日及び十月十五日の兩日も同様詰所へ出頭して徳川家の安否を問わなければならないことになつていた。[24]

明治三十一年九月における小作約定證の改訂によつて、小作人の義務負擔にも多くの變更が加えられた。すなわち從來物納乃至代金納であつた借地料が金納に改められ、劃一的であつた料額が壹等・貳等・參等の三段階に分けられ壹等四五錢・貳等三八錢・參等三〇錢と定められたばかりではなく、[25]新墾後六年目以後十五年目まで据置かれていたものが五ケ年毎に更正增減される様になつた。[26]又新に賦役の制が設けられ、小作地内の道路・橋渠等の修繕のため一戸に付一ケ年三日宛無賃にて賦役を課せられることになつたが、これに對しては辨當料が支給された。[27]次に從來七ケ年であつた成功期限が三ケ年に短縮され、[28]又移住後十ケ年未滿で移動する場合には鍬下期間中の借地料を改めて納入しなければならなかつたものが、その必要がなくなり自由に移動することができる様になつた。[29]かように前代に比して

小作條件が近代化すると共に小作人に對する保護も亦薄くなつたが、これは移民の增加によつて小作人の獲得が漸次容易になつたゝめ、特別の制限及び保護によつて小作人を緊縛する必要が減少せるためである。

(1) 約定證、第一
(2) 同右、第二
(3) 同右、第二二
(4) 同右、後書き
(5) 同右、第二一
(6) 同右、第九
(7) 同右、第七
(8) 同右、第十
(9) 同右、第十一
(10) 同右、第十二
(11) 德川農場、貸地ニ關スル書類
(12) 八雲村德川開墾地鄉約 第六條
(13) 德川農場、貸地ニ關スル書類
(14) 土地上納願
(15) 農川農場、貸地ニ關スル書類
(16) 約定證、第十六
(17) 同右、第二〇
(18) 同右、第十八
(19) 同右、第十三
(20) 同右、第十四
(21) 同右、第十九

(22) 同右、　第十五
(23) 八雲村德川開墾地鄕約　第七條
(24) 同右、　第八・九條
(25) 野田生小作證改正ノ要項。壹等は字野田生、字市岡屋敷、字牛舍牧場、貳等は字大木平、字臺の上、牛舍牧場古畑、參等は字柏木、字中野、其他落部野田追國道より濱手の方一圓。此外谷地の部分は當分二五錢以下。
(26) 小作約定證（改正）第四
(27) 同右、　第十九
(28) 同右、　第二
(29) 改正小作約定證には從前の第二二は取消されている。

第六節　澱粉製造の勃興

日清戰爭後における日本資本主義の發展は自然經濟から貨幣經濟への移行を促し、自給的色彩の比較的濃い大麥・小麥・大豆・小豆・粟・稗・黍等の諸作物に代つて、澱粉製造を目的とする馬鈴薯が作付反別の首位をしめるに至つた。試みに明治二十年乃至三十三年における各種作物の作付反別及び收穫高をみてみると次の如くである。(1)

すなわちこれによつてみると、明治二十六年から三十三年までの間に總作付反別が約二倍に增大しているにもかゝわらず、小麥・小豆・粟・玉蜀黍・荏等の雜穀類及び果樹の作付反別はかえつて減少している。又稗・黍・扁豆・蕎麥等の雜穀類並びに菜種・藍等の工藝作物及び燕麥・牧草等の飼料作物はいずれも作付反別は增加しているが、その增加率は總作付反別のそれに及ばず、したがつて相對的比重はかえつて減少している。これに反し大麥・大豆・馬鈴薯の三種のみは作付反別が絕對的にも又相對的にも增加している。これらの中大麥及び大豆はいずれもその作付反別が二乃至三倍に增加し、その比重も總作付反別の一割前後をしめるにすぎない。しかるに馬鈴薯はその作付反別がこ

年次		明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年
總反別		五、七三三・二〇三反	六、六一三・三二四	七、〇七一・六一四	七、六〇三・六一五	八、二四一・二四	九、一八四・三二五	一〇、四二三・六	一〇、七二三・三
大麥	反別	四一八・五〇三反	七一五・三二五	六〇六・〇二五	五五九・八〇	七六五・〇一	九九三・一	九三九・五	九七六・五
	收穫高	四三〇・五六石	六七六・一九七	五五八・七七	四七六・五六	八〇三・一	七六一・四五	八三一・七四	九三六・四四
小麥	反別	二〇八・四〇〇	四三二・二〇〇	二八四・三三五	三一一・二〇	二二三・〇八	二三六・九一五	一八二・二	一六七・五
	收穫高	一四六・一一	一七一・二〇〇	一四六・三八	八九・八三	一四六・五六	一九〇・四六	九二・四〇	九一・二八
大豆	反別	四七五・六一〇	四三三・六二〇	三九二・〇〇	七五一・〇〇	九四〇・一〇	八一〇・三一五	九五七・七	一、三六三・七
	收穫高	二八〇・六一五	四〇一・六五〇	二六一・四四	三三八・五五	五九一・六三	五〇四・五五	七〇二・八〇五	九一六・二四
小豆	反別	一、〇三五・〇〇	九七五・九二〇	二、〇三三・〇〇	一、八六七・三	七一〇・八〇	三七二・二	一八二・二	五二三・五
	收穫高	五三四・二八	一、一三三・六一	一、一七七・九四	一六三・七三五	四九〇・〇九五	六〇・一八	九二・四〇	二〇九・六一
燕麥	反別	七六八・二〇五	八九五・三〇〇	八〇三・二〇	一、二四〇・二一	一、七〇三・二〇	一、四八四・五	一、七九六・九	一、三七七・九
	收穫高	一、一六七・九五	一、七一三・六五	一、三四七・四六	一、七五八・〇〇	三、〇〇九・六六	二、七〇九・四	三、〇六〇・〇九	一、九九一・三
菜種	反別	三二・一〇〇	一〇〇・五〇〇	七一・二〇	四九・二〇	五八・五〇	六〇・三〇	二九・二〇	四三・〇〇
	收穫高	三二・九二	六一・三	四八・二四	一七・九七〇	一二七・四〇	三四・八三	一九・八八	三六・五四
稗	反別	一〇五・一一〇	一三六・五〇〇	一三一・九〇	一五〇・八〇	二一四・七〇	一八九・〇〇	一九〇・八〇	二四五・一
	收穫高	一〇一・三二	三〇四・四一五	三一三・六九	一七八・五三	三八六・七〇	二七八・二〇	三〇九・三五	四五九・一四
粟	反別	四三三・三〇〇	五四九・六〇〇	五三三・二〇	四六六・六〇	三九七・三〇	三一一・一五	一〇八・五	一一九・〇
	收穫高	三八一・〇〇七	七六五・五五	三八〇・七	三三三・二	六五・〇九	一九九・五五	一三六・九	一〇一・一
黍	反別	三九八・四〇〇	四九〇・一〇〇	四四八・〇〇	五四一・八〇	五九九・六五	七八五・九	七六〇・八	五八三・六
	收穫高	二九三・三四	五八八・四一	五一一・八九	二八四・〇一	六〇〇・七	七三三・五五	五七五・一五	五五三・四
馬鈴薯	反別	二七四・四二〇	四一一・九〇〇	二五二・二〇	三五六・二〇	九六八・九一五	二、三三一・七	二、九二四・九	三、一五七・一
	收穫高	二三六・二〇〇石	一〇、九一五・二〇〇貫	五八、八〇〇・〇〇	一〇八、四〇八・〇〇	三七五・二〇六	五六、二〇〇俵	六一、四五三	六九、三五三
扁豆	反別	二一・〇二〇	四一・八三五	五一・七一六	五三・〇三五	二九・四一五	五一・八〇	五六・〇〇	一二五・二〇
	收穫高	二三・五五	三九・七九	四三・二九	一七・四一五	二三・一三	三四・八四	四一・七六五	一〇九・四五〇
蕎麥	反別	四五五・一〇〇	五三七・五一〇	四四九・一〇	四〇二・四〇	五三三・四〇	六三一・一〇	七四七・〇〇	六四〇・八
	收穫高	一三七・三七〇	五七五・三二八	四〇九・六四〇	一七六・一一	三四九・九五	四七〇・九	四一五・九九	四〇五・七
玉蜀黍	反別	五四四・一〇	一〇一・九〇五	一〇七・三八	一三・七〇	一二〇・二〇	一三四・八一〇	一三四・〇〇	一六一・〇〇
	收穫高	六二・八七五	一三四・四三	一三三・九五	八二・二六	一五〇・三三	一三三・九三	一四七・七三	一九四・九五

荏	反別	一三・五一五	一三・七〇〇	二八・五〇	二六・〇〇	二九・〇〇	二・八	一・〇	二・〇
	收穫高	一四・六二〇	八・九九九	三九・四五	一三・九〇〇	二・三〇	〇・三五	〇・六	〇・七
藍	反別	一〇・六〇〇	二三・八〇〇	六三・四〇	一〇七・八〇	一五七・二〇	七〇・一		
	收穫高	四三〇貫	八七五	三、一一二・三〇〇	三、四二〇・〇〇	六・四四六	二・五四四		
果木畑	反別	六八・四〇		一一・一〇	六四・〇〇	四三・一五	九八・一〇五	三七・九〇	一八・六
	收穫高								
牧草畑	反別	六四五・八〇	五一三・八〇〇	五九三・八〇〇	五〇四・八〇	五〇八・一〇	五七五・九	八七三・五	一、〇五七・三
	收穫高								
野菜畑	反別	九五・二一五	一二三・五二五	一二八・二〇	一一三・六二〇	一六七・三一六	一四五・八一五	一九三・九	一九七・二
	收穫高								
桑畑	反別			四・〇〇	四・九〇	一〇・九〇	九・二	一一・八	四・六
	收穫高								
秋耕	反別			五五・三〇					
新墾	收穫高								
未播種反別	反別	二一七・五一七	一二七・一二四						
	收穫高								

の期間に約十二倍に増加し、その比重も總作付反別の約三割をしめるに至つている。

かようにひとり馬鈴薯の作付反別の増大のみが飛躍的に著しいのは、この時代における澱粉製造の勃興に由來するものに外ならない。明治三十七年に八雲片粟粉同業組合が設立せられるに及び馬鈴薯の栽培は一層刺戟せられ、明治三十九年にはその栽培面積は最高に達し、同時に澱粉含量の多いプライステーカーや疫病[2]に對する抵抗力の強いアーリービューチオプヘプロン等が選擇栽培された。又明治の末年には日露戰爭後の不景氣のため栽培面積はやゝ下火になつたが、ルーラルニューヨーカー・アメリカンワンダー・クリームマウンテン・シカゴマーケット等の優良品種が栽培されるに至つた[3]。なお作付面積の擴大にともない農耕用具も改良され、從來の平鍬に代つてプラウ・ハロー・カルチベーター等の米國式農具が日露戰爭前後から一般に使用され始めた[4]。

明治三十二年に再び水稲の試作が行われ、以後數年間會所の直營及び小作人委託の形態を以て試作が重ねられたが、結果は不良で前期同樣失敗に歸した。[5] 因みに明治三十二年には試作面積一町六反一畝で收穫米一石三合、翌三十三年には試作面積五反五畝で收穫米五石五升が得られたにすぎなかつた。[6]

養蠶は一時回復して明治三十年には桑園反別一町九畝、掃立枚數三〇・七五枚、收繭量一一・五八石に達したが、その後桑園反別・掃立枚數・收繭量共に減少し[7]明治四十一年には簡易養蠶傳習所が開設せられたが[8]養蠶の不振を挽回するにたらず、明治の末年にはみるべきものは全くなくなつた。因みに明治二十六年乃至三十三年における桑園反別・掃立枚數・收繭量等をみると次の如くである。

年次	明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年
桑園反別	一、八〇〇本	？	四・〇〇反	四・九〇	一〇・九〇	九・三	一二・九	四・六
掃立枚數	五・九七枚	六・〇六	一二・五五	二六・七五	三〇・七五	九・五〇	七・七〇	一八・〇五
收繭量	四・六一石	六・四三	八・一七	一七・九二	一一・五八	四・三四	四・六五	一四・八
生糸				一四六四石	七一七〇	二・四〇〇	二・三七〇	四・一三〇
屑糸							三〇〇匁	一五〇
眞綿							四五〇匁	八五〇

前期に引續き產馬の改良が行われ、明治三十一年にはペルシュロン及びトロッターの種牝馬を一頭宛購入し、翌三十二年には牧馬組合の設置をみた。その結果頭數も從來漸減の傾向にあつたものが、三十年を境として增加の傾向に轉じた。特に日露戰爭終了後は馬匹の價格が著しく騰貴せるのみならず、產馬報國の愛國心も影響して產馬熱は愈々高まり、明治三十九年山越郡產牛馬組合の完成と共に產馬の改良增殖は一大發展をなし、渡州より種牡馬の輸入も行われた。[9] 更に明治四十年馬政局に於て本道に種馬所設置の適地を求むるに際し、種馬所設置期成同盟會を組織して會

長に函館支廳長龍岡信熊を推薦し、時の村長木村定五郎を委員長とし、長万部村と提携して候補地を同村字幌内に選定し、數次に渉つて當局に請願したところ、翌四十一年馬政局次長藤波言忠の種馬所候補地實地視察の結果、願意採擇となり、長万部種馬所の創設をみるに至つたが[10]、爾來同所に於て幾多の優良洋種々牡馬を繋留して種付の便を計つたので、産馬の改良増殖は大いに刺戟せられ、馬匹の頭數は異常の發達を示した[11]。

一方牛は明治二十九年に野田生牧牛社が解散したので、その土地・建物及び畜牛の全部を會所に於て買收して事業を繼續直營し、同三十三年には更にこれを八雲常丹牧場に移した[12]。しかし産馬の急速な發達に對し畜牛は同一の歩調には決して發達をみなかつた。頭數も明治三十一年まではやゝ回復漸増の傾向にあつたが、以後かえつて減少の傾向に轉じた。これは牛肉及び牛乳の需要市場がいまだ開けなかつたことが大なる原因である。當時生産した牛乳はその一部をトラピスト修道院に販賣する位で、殘部の牛乳は全部家庭内の消費に仕向けられた。殊に明治十四年の獨身移民である今村文次郎は個人的に乳牛を飼育した最初の人であるが、早くより多量の牛乳を家庭用にもちいていたと云う[13]。

小家畜では豚は引續き減少して一〇頭内外に低落したが、雞は回復漸増して明治二十九年には二、一九八羽に達し、以後多少の起伏はあるが前期に比して著しい發展をなした。明治二十六年乃至三十三年における家畜頭數を示すと次の如くである。

年次	明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年
馬	一八四	一九八	二五六	一四六	一六五	二一七	二三五	二六六
牛	五一	五六	五八	七三	七二	七六	四〇	三五
豚	三	一〇	八	八	一四	一〇	四	一〇
雞	一、二一七	一、四七五	一、五九五	二、一九八	一、七一九	一、二八一	？	？

既述の如く辻村勘治、角田弟彦等の先覺者による澱粉製造の試みはいずれも失敗に歸したが、この時期には製造方法の改良及び價格の高騰によつて澱粉製造は驚異的な發展を示した。明治二十六年に八雲商會の小川助次郎及び吉田知行の息子である吉田知一等は水車を原動力として澱粉製造を開始し[14]、二十八年九月の第四回内國博覽會に於て小川助次郎の製粉は三等銅牌、吉田知行のそれは有功賞牌をそれぞれ獲得して、八雲片栗粉の名を世に掲げる端緒を開いた[15]。その後澱粉製造は次第に發達し價格關係も有利となつたので、明治三十年に小川助次郎は澱粉工場を鷲の巣マコンベツに建設したが、これは鷲の巣における澱粉工場の嚆矢をなした[16]。これよりさき明治二十六年に川口良昌は澱粉製造法の改良に着手し、同二十九年には各地方の澱粉製造法を視察したが、翌三十年に至り遂に川口式澱粉製造法を發明した。爾來澱粉製造は飛躍的な發展をとげ、明治三十七年には製造戸數二四一戸、製造高一、一三八、九三〇斤、製造價額九五、三五八圓に達し、八雲澱粉の名を天下に轟かせるに至つた[17]。そこで函館支廳の勸誘によつて川口良昌・吉田逸建彦・林釩次郎・服部傳次・樋田惣助・神谷信太郎・梅村多十郎・内田文三郎等が發起人となつて同年四月十七日に八雲片栗粉同業組合を創立し、組合長に川口良昌、副組合長に梅村多十郎を推薦して、品質の精良、荷造りの堅牢、製品の統一をはかつた。その結果明治三十九年北海道物産共進會に於て同組合の成績に對して銅牌が授與され、又四十一年には川口良昌は北海道農會より農産製造法に對し二等賞を授與された。かくして明治四十二年における八雲村の澱粉製造戸數一九二戸、製造高二、〇五七、八七五斤、製造價額一六二、五六七圓に達した[18]。

製藍も一時發展して明治三十年には製造高四、二〇〇〆に達したが、以後凋落して再びみるべきものはなくなつた。又明治三十一年には澱粉粕・玉蜀黍を原料としてアルコールの製造が試みられ、榊原安茂・赤林國麿の兩人は技術修業のために上京したが、臭氣を抜くことができず又税金が多く來て不成功に終つた[19]。かように澱粉製造の發展以外には農産製造としてみるべきものはなかつた。明治二十六年乃至三十三年における徳川農場關係の澱粉製造高及び

製藍高は次の通りである。

年次	明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年
澱粉（斤）	八、〇〇〇	三二、〇〇〇	一四、五〇〇	四七、二五〇	一九四、九七五	三三二、八五〇	五一六、一三〇・五	五五一、六六二
製藍（貫）	二五〇	五五〇	一、八五四	二、三五〇	四、二〇〇	一、四五六	三二〇	九一二

明治三十四年に遊樂郡鮭魚蕃殖組合が結成され、從來の天然孵化事業の外に新に人工孵化事業を併せ營むことゝし、河口を距る約一里半建岩の地に五〇〇萬粒の孵化設備をし、又河口より十二町の上流に採卵場を設けた。しかるに建岩は水溫不足のため思わしい結果が得られなかつたので、同三十七年には遊樂部河口を溯ること五里、鮭魚孵化最好適水の湧出地たるセーヨウベツに孵化場を移轉して五〇〇萬粒の孵化設備を設け、且つ採卵場を河口より上流二〇町のサランベに移轉した。その後同所に於て施設を擴張して明治四十年には人工孵化設備を三〇〇萬粒增して八〇〇萬粒となし、翌四十一年には更に二〇〇萬粒を增して一、〇〇〇萬粒の孵化設備にした。[20] その結果捕獲高も明治三十五年まではむしろ減少の傾向にあつたものが、三十六年以後はやゝ回復を示した。開墾地の分は明治二十九年までしか明かでないが、全村の分を併せ掲げると次の通りである。

年次	明治二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年
捕獲高（開墾地分）	八五六・一六圓	一八、六三七尾	二三五・四八圓	一、五八〇尾	?	?	?	?	?
同（全村の分）	二六、五六〇尾	一七、四五二	四、二二〇	四、一一五	七、六二五	二一、二一七	八、四四〇	七、六六二	七、九八八

年次	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年
捕獲高（開墾地分）	?	?	?	?	?	?	?	?
同（全村の分）	八、七三〇	一九、〇二五	一六、九六三	五、八二八	三六、〇九八	一九、六七六	一〇、二八七	三、四四二

澱粉價格の高騰にもとずく馬鈴薯農業の異常な發展は耕地面積の擴大を促進し、ために明治の末年には開墾地内の未墾地は略々これを墾成し終るに至つた。[21] しかし他方長年に渉る掠奪農業の繼續は地力の減耗を著しからしめ、日露戰爭後における經濟界の不況にもとずく農産物價格の低落と相待つて多くの荒蕪地を發生せしめ、小作人の中には生活に窮するあまり樺太え出稼するものも少なくなかつた。[22] かゝる狀況の下に明治四十三年移住人七五戸に對する土地讓渡が斷行され、移住人は名實ともに自作農として獨立せしめられるに至つた。

(1) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）、統計表の不備により三十四年乃至四十二年の數字は不明。
(2) 明治三十四年にはじめて馬鈴薯疫病が發生し被害が甚しかつた。（大島鍛稿、德川農場）
(3) 農村更生協會、北海道調査報告　三五頁
(4) 太田正治、酪農村八雲の歷史的展望（北方農業第四二卷第五號）
(5) 大島鍛稿、德川農場
(6) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(7) 同右
(8) 大島日出生稿、八雲鄉土史年表
(9) 農村更生協會、北海道調査報告　三七頁
(10) 大島日出生稿、八雲鄉土史年表
(11) 農村更生協會、北海道調査報告　三七頁
(12) 大島鍛稿、德川農場
(13) 農村更生協會、北海道調査報告　三九頁
(14) 都築省三、村の創業　一八九頁
(15) 大島日出生稿、八雲鄉土史年表
(16) 同右

(17) 同右。及び太田正治、酪農村八雲の歴史的展望
(18) 大島日出生稿、八雲村郷土史年表
(19) 同右
(20) 遊楽部川鮭魚孵化蕃殖事業沿革及ひ大島、前掲年表
(21) 大島鍛稿、徳川農場
(22) 太田正治、酪農村八雲の歴史的展望

（以下次號）